

# センターだより

第3号 令和4年12月9日



小松島市青少年健全育成センター

## 【冬休みをむかえるにあたって】

もうすぐ冬休みです。

師走に入り、町にはイルミネーションが美しく光り輝いています。

年末は1年の締めくくりをし、新しい年の目標を立てるいい機会です。今年の目標は達成できましたか？令和5年4月、就職や進学というひとつの節目を迎える人もいるでしょう。しっかりと4月以降の自分の姿をイメージしてみましょう。きっと、いい準備ができると思います。

令和4年も新型コロナウイルスの猛威に振り回されることがあったのではないのでしょうか。これまでのコロナ対策の経験を生かして、工夫を凝らして、安全・安心に楽しく冬休みを過ごしてください。

これからますます寒さが厳しくなってきます。時と場に応じて臨機応変に感染予防対策（マスクの着用、手洗い・手指消毒、3密の回避など）を実行してください。そして、充実した冬休みを過ごし、年明けの始業式には、元気に登校しましょう。

## 【スマホ等の使用上の留意点】

スマホ等の使用に関連した被害やトラブルが依然として多発しています。次のようなルールに基づいた使用を心がけましょう。

1. フィルタリングをしよう。
2. LINEやメール等でイライラしない。  
相手の気持ちを確認めましょう。
3. 悪口を書き込まない。また、安易にその書き込みに参加しない。
4. SNS等への不用意な投稿をしない。  
※個人情報を絶対に教えない。
5. 歩行中や自転車乗車中は使用しない。
6. トラブルになった時は、保護者や先生に相談する。

※個人情報とは

氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、メールアドレス、写真など個人を特定できるもの。プライバシー保護に注意して取り扱わなければなりません。



## 【知っていますか？自転車の利用について】

自転車では、酒酔い運転・信号無視・安全運転義務違反など15項目が危険行為に指定されています。

14才以上の人は、3年間に2回以上の摘発を受けた場合、「自転車運転者講習」の受講が義務づけられており、受講しないと5万円以下の罰金となります。

具体的には、自動車やバイク、他の自転車などの通行を妨げる目的での

- ・逆走して進路をふさぐ
- ・幅寄せ
- ・進路変更
- ・不必要な急ブレーキ
- ・ベルを執拗に鳴らす
- ・車間距離の不保持
- ・追い越し違反

等が想定されています。

また、自転車は道路交通法によって「軽車両」と定められており、あおり運転以外の違反者には次のような罰則規定が定められています。

- ⊗信号無視 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
- ⊗携帯電話使用運転 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
- ⊗傘差し運転 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
- ⊗無灯火運転 5万円以下の罰金
- ⊗二人乗り運転 2万円以下の罰金または科料
- ⊗並進運転 2万円以下の罰金または科料

イヤホンで音楽等を聞きながらの運転も禁止です。気を付けましょう。

## ☆自転車安全運転五則

- ①自転車は車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
  - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
  - ・夜間はライトを点灯
  - ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用（頭部の保護が命を守ります。）



〒773-0001

小松島市小松島町字新港9番地の19

小松島市青少年健全育成センター

☆当センターは、今年の8月1日に、上記に移転しました。

電話・FAX (0885) 32-1398

電話相談 (0885) 32-5560

(なんでも相談ください。あなたの秘密は守ります。)